

## コリンズカントリークラブ・ゴルフ場計画その後

—水源の山にブルドーザーがはいっていないことは救いです。—

私達の水道の水源である山の上に計画されたゴルフ場計画は、平成3年9月17日の県知事による場開発許可から10年が経過しました。バブル崩壊後、コリンズカントリークラブは、名前だけあって存在してないようなものです。

コリンズカントリークラブ計画地は、株式会社コリンズの根拠当物件として、日本債権信用銀行から100億円以上が借入れられ、現在、不良債権の整理回収機構(RCC)の管理下にあります。住金鋼材鉱業の11億5千万円の抵当物件でもあります。

小川町、嵐山町の町税が滞納されているので、小川町、嵐山町からも土地を差し押さえられた状態になっています。RCCは、多額の国税を投入しているわけですから、損失を回収するために新たな買い手を求めています。コリンズカントリークラブの土地は、30%がコリンズカントリークラブの所有地で、残りの70%は借地です。コリンズの所有地は点在しているため、賃貸借契約が解除されると、新しい買い手に土地の利用価値がなくなり、一方、賃借地にかかわる抵当権(根拠権)は、解除されます。平沢地区区画整理で新しい道路が開通した今、ゴルフ計画地が住宅街に近接していることがわかります。関越インターチェンジが完成すると交通の便がさらによくなります。

産業廃棄物や、残土がもちこまれないように、ゴルフ場計画地を嵐山町の水源の山として大切にする方法を、山の開発を許可をした埼玉県や、ゴルフ場計画に賛同した嵐山町に考えてほしいものです。

コリンズCCの位置



県知事が10年前行ったコリンズカントリークラブ開発許可を取り消す私

達の訴訟が、高裁から浦和地裁に差し戻しになりました。埼玉新聞 2001・4・26

2001年(平成13年)4月26日(木曜日)

☆奇

### 嵐山ゴルフ場開発許可取り消し訴訟

# 一審の却下は不当

## 東京高裁 審理の差し戻し命じる

比企郡嵐山町で建設が進められているゴルフ場「コリンズカントリークラブ」をめぐる、一連の訴訟に、浦和地裁へ審理の差し戻しを命じた。訴訟を起こしているのは、嵐山町手先の東京高船大大学教授藤永健一さん(以下同町の住民)と、同町の住民約七十五人。訴訟による、同ゴルフ場は同町平沢、遠山地区などに約九十軒土一ノルを建設する計画。県は一九九一年九月、業者からの開発許可申請を許可した。工事は九月から九四年十二月までの予定だったが、工事は現在もほぼ未完という。住民らは計画地は地質が不安定で、造成されれば自然環境に悪影響を及ぼし、防災上も問題の山林を削り取るとは山林の保水機能を破壊し、住民の水資源を奪うとを理由に都市計画法に基づく土地開発行為と森林法に基づく林地開発行為の両方とも許可の取り消しを求めている。これに対して、九三年九月に行われた一審判決で浦和地裁は「森林法は個人の命や健康を守るための法律ではなく、原旨には法的な利益があるとはいえず原告の主張が認められず」と却下し、門前川の判決を言い渡した。この日の控訴判決で魚住裁判長は都市計画法に基づき開発許可の取り消しについては棄却したものの、森林法に基づく開発許可の取り消しについては一審告げられたい被告が受けるべきであるから、これを何ら検討することなく原告適格を否定した一審判決は不当とした。判決について、弥永さんは「ゴルフ場の開発で一般の山林が造成されても司法の場で訴えることは許されず、行政は事業者側の声を聞くだけで、住民の声は無視してきた。山林は周辺の環境にとって大事なもので、それを守るこの大切さがますます分かる時代になった」と語っている。県では「森林法の解釈が示されて控訴された」と考えている。判決内容を十分検討して対応していきたいとしている。

比企郡嵐山町で建設が進められているゴルフ場「コリンズカントリークラブ」をめぐる、一連の訴訟に、浦和地裁へ審理の差し戻しを命じた。訴訟を起こしているのは、嵐山町手先の東京高船大大学教授藤永健一さん(以下同町の住民)と、同町の住民約七十五人。訴訟による、同ゴルフ場は同町平沢、遠山地区などに約九十軒土一ノルを建設する計画。県は一九九一年九月、業者からの開発許可申請を許可した。工事は九月から九四年十二月までの予定だったが、工事は現在もほぼ未完という。住民らは計画地は地質が不安定で、造成されれば自然環境に悪影響を及ぼし、防災上も問題の山林を削り取るとは山林の保水機能を破壊し、住民の水資源を奪うとを理由に都市計画法に基づく土地開発行為と森林法に基づく林地開発行為の両方とも許可の取り消しを求めている。これに対して、九三年九月に行われた一審判決で浦和地裁は「森林法は個人の命や健康を守るための法律ではなく、原旨には法的な利益があるとはいえず原告の主張が認められず」と却下し、門前川の判決を言い渡した。この日の控訴判決で魚住裁判長は都市計画法に基づき開発許可の取り消しについては棄却したものの、森林法に基づく開発許可の取り消しについては一審告げられたい被告が受けるべきであるから、これを何ら検討することなく原告適格を否定した一審判決は不当とした。判決について、弥永さんは「ゴルフ場の開発で一般の山林が造成されても司法の場で訴えることは許されず、行政は事業者側の声を聞くだけで、住民の声は無視してきた。山林は周辺の環境にとって大事なもので、それを守るこの大切さがますます分かる時代になった」と語っている。県では「森林法の解釈が示されて控訴された」と考えている。判決内容を十分検討して対応していきたいとしている。

比企郡嵐山町で建設が進められているゴルフ場「コリンズカントリークラブ」をめぐる、一連の訴訟に、浦和地裁へ審理の差し戻しを命じた。訴訟を起こしているのは、嵐山町手先の東京高船大大学教授藤永健一さん(以下同町の住民)と、同町の住民約七十五人。訴訟による、同ゴルフ場は同町平沢、遠山地区などに約九十軒土一ノルを建設する計画。県は一九九一年九月、業者からの開発許可申請を許可した。工事は九月から九四年十二月までの予定だったが、工事は現在もほぼ未完という。住民らは計画地は地質が不安定で、造成されれば自然環境に悪影響を及ぼし、防災上も問題の山林を削り取るとは山林の保水機能を破壊し、住民の水資源を奪うとを理由に都市計画法に基づく土地開発行為と森林法に基づく林地開発行為の両方とも許可の取り消しを求めている。これに対して、九三年九月に行われた一審判決で浦和地裁は「森林法は個人の命や健康を守るための法律ではなく、原旨には法的な利益があるとはいえず原告の主張が認められず」と却下し、門前川の判決を言い渡した。この日の控訴判決で魚住裁判長は都市計画法に基づき開発許可の取り消しについては棄却したものの、森林法に基づく開発許可の取り消しについては一審告げられたい被告が受けるべきであるから、これを何ら検討することなく原告適格を否定した一審判決は不当とした。判決について、弥永さんは「ゴルフ場の開発で一般の山林が造成されても司法の場で訴えることは許されず、行政は事業者側の声を聞くだけで、住民の声は無視してきた。山林は周辺の環境にとって大事なもので、それを守るこの大切さがますます分かる時代になった」と語っている。県では「森林法の解釈が示されて控訴された」と考えている。判決内容を十分検討して対応していきたいとしている。

比企郡嵐山町で建設が進められているゴルフ場「コリンズカントリークラブ」をめぐる、一連の訴訟に、浦和地裁へ審理の差し戻しを命じた。訴訟を起こしているのは、嵐山町手先の東京高船大大学教授藤永健一さん(以下同町の住民)と、同町の住民約七十五人。訴訟による、同ゴルフ場は同町平沢、遠山地区などに約九十軒土一ノルを建設する計画。県は一九九一年九月、業者からの開発許可申請を許可した。工事は九月から九四年十二月までの予定だったが、工事は現在もほぼ未完という。住民らは計画地は地質が不安定で、造成されれば自然環境に悪影響を及ぼし、防災上も問題の山林を削り取るとは山林の保水機能を破壊し、住民の水資源を奪うとを理由に都市計画法に基づく土地開発行為と森林法に基づく林地開発行為の両方とも許可の取り消しを求めている。これに対して、九三年九月に行われた一審判決で浦和地裁は「森林法は個人の命や健康を守るための法律ではなく、原旨には法的な利益があるとはいえず原告の主張が認められず」と却下し、門前川の判決を言い渡した。この日の控訴判決で魚住裁判長は都市計画法に基づき開発許可の取り消しについては棄却したものの、森林法に基づく開発許可の取り消しについては一審告げられたい被告が受けるべきであるから、これを何ら検討することなく原告適格を否定した一審判決は不当とした。判決について、弥永さんは「ゴルフ場の開発で一般の山林が造成されても司法の場で訴えることは許されず、行政は事業者側の声を聞くだけで、住民の声は無視してきた。山林は周辺の環境にとって大事なもので、それを守るこの大切さがますます分かる時代になった」と語っている。県では「森林法の解釈が示されて控訴された」と考えている。判決内容を十分検討して対応していきたいとしている。

比企郡嵐山町で建設が進められているゴルフ場「コリンズカントリークラブ」をめぐる、一連の訴訟に、浦和地裁へ審理の差し戻しを命じた。訴訟を起こしているのは、嵐山町手先の東京高船大大学教授藤永健一さん(以下同町の住民)と、同町の住民約七十五人。訴訟による、同ゴルフ場は同町平沢、遠山地区などに約九十軒土一ノルを建設する計画。県は一九九一年九月、業者からの開発許可申請を許可した。工事は九月から九四年十二月までの予定だったが、工事は現在もほぼ未完という。住民らは計画地は地質が不安定で、造成されれば自然環境に悪影響を及ぼし、防災上も問題の山林を削り取るとは山林の保水機能を破壊し、住民の水資源を奪うとを理由に都市計画法に基づく土地開発行為と森林法に基づく林地開発行為の両方とも許可の取り消しを求めている。これに対して、九三年九月に行われた一審判決で浦和地裁は「森林法は個人の命や健康を守るための法律ではなく、原旨には法的な利益があるとはいえず原告の主張が認められず」と却下し、門前川の判決を言い渡した。この日の控訴判決で魚住裁判長は都市計画法に基づき開発許可の取り消しについては棄却したものの、森林法に基づく開発許可の取り消しについては一審告げられたい被告が受けるべきであるから、これを何ら検討することなく原告適格を否定した一審判決は不当とした。判決について、弥永さんは「ゴルフ場の開発で一般の山林が造成されても司法の場で訴えることは許されず、行政は事業者側の声を聞くだけで、住民の声は無視してきた。山林は周辺の環境にとって大事なもので、それを守るこの大切さがますます分かる時代になった」と語っている。県では「森林法の解釈が示されて控訴された」と考えている。判決内容を十分検討して対応していきたいとしている。

比企郡嵐山町で建設が進められているゴルフ場「コリンズカントリークラブ」をめぐる、一連の訴訟に、浦和地裁へ審理の差し戻しを命じた。訴訟を起こしているのは、嵐山町手先の東京高船大大学教授藤永健一さん(以下同町の住民)と、同町の住民約七十五人。訴訟による、同ゴルフ場は同町平沢、遠山地区などに約九十軒土一ノルを建設する計画。県は一九九一年九月、業者からの開発許可申請を許可した。工事は九月から九四年十二月までの予定だったが、工事は現在もほぼ未完という。住民らは計画地は地質が不安定で、造成されれば自然環境に悪影響を及ぼし、防災上も問題の山林を削り取るとは山林の保水機能を破壊し、住民の水資源を奪うとを理由に都市計画法に基づく土地開発行為と森林法に基づく林地開発行為の両方とも許可の取り消しを求めている。これに対して、九三年九月に行われた一審判決で浦和地裁は「森林法は個人の命や健康を守るための法律ではなく、原旨には法的な利益があるとはいえず原告の主張が認められず」と却下し、門前川の判決を言い渡した。この日の控訴判決で魚住裁判長は都市計画法に基づき開発許可の取り消しについては棄却したものの、森林法に基づく開発許可の取り消しについては一審告げられたい被告が受けるべきであるから、これを何ら検討することなく原告適格を否定した一審判決は不当とした。判決について、弥永さんは「ゴルフ場の開発で一般の山林が造成されても司法の場で訴えることは許されず、行政は事業者側の声を聞くだけで、住民の声は無視してきた。山林は周辺の環境にとって大事なもので、それを守るこの大切さがますます分かる時代になった」と語っている。県では「森林法の解釈が示されて控訴された」と考えている。判決内容を十分検討して対応していきたいとしている。

比企郡嵐山町で建設が進められているゴルフ場「コリンズカントリークラブ」をめぐる、一連の訴訟に、浦和地裁へ審理の差し戻しを命じた。訴訟を起こしているのは、嵐山町手先の東京高船大大学教授藤永健一さん(以下同町の住民)と、同町の住民約七十五人。訴訟による、同ゴルフ場は同町平沢、遠山地区などに約九十軒土一ノルを建設する計画。県は一九九一年九月、業者からの開発許可申請を許可した。工事は九月から九四年十二月までの予定だったが、工事は現在もほぼ未完という。住民らは計画地は地質が不安定で、造成されれば自然環境に悪影響を及ぼし、防災上も問題の山林を削り取るとは山林の保水機能を破壊し、住民の水資源を奪うとを理由に都市計画法に基づく土地開発行為と森林法に基づく林地開発行為の両方とも許可の取り消しを求めている。これに対して、九三年九月に行われた一審判決で浦和地裁は「森林法は個人の命や健康を守るための法律ではなく、原旨には法的な利益があるとはいえず原告の主張が認められず」と却下し、門前川の判決を言い渡した。この日の控訴判決で魚住裁判長は都市計画法に基づき開発許可の取り消しについては棄却したものの、森林法に基づく開発許可の取り消しについては一審告げられたい被告が受けるべきであるから、これを何ら検討することなく原告適格を否定した一審判決は不当とした。判決について、弥永さんは「ゴルフ場の開発で一般の山林が造成されても司法の場で訴えることは許されず、行政は事業者側の声を聞くだけで、住民の声は無視してきた。山林は周辺の環境にとって大事なもので、それを守るこの大切さがますます分かる時代になった」と語っている。県では「森林法の解釈が示されて控訴された」と考えている。判決内容を十分検討して対応していきたいとしている。